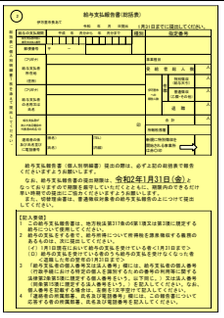
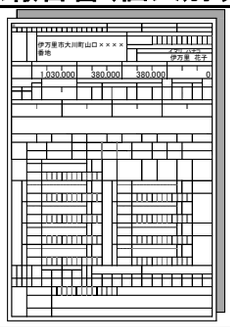
給与支払報告書の提出について

所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者は、令和８年中に支払の確定した給与について給与支払報告書（総括表及び個人明細書）を作成し、提出していただくことになっています。
給与支払報告書は、市県民税の課税の根拠となる重要な書類となりますので、正しく記入の上、必ず提出していただきますようお願いいたします。

給与支払報告書は、給与所得者の<u>令和９年１月１日現在の住所地</u>の各市町村長に提出していただくことになっています。（地方税法第３１７条の６に規定）
<u>給与支払報告書の提出期限は、令和９年２月１日（月）</u>です。
早めの提出にご協力ください。

①給与支払報告書提出方法について

◆提出するもの

給与支払報告書（総括表）縦A5サイズ	給与支払報告書（個人別明細書）縦A5サイズ
 市区町村ごとに 各１枚提出	 １人につき １枚提出

・給与支払報告書を提出される際は、<u>総括表を必ず添付</u>してください。
・特別徴収を実施いただいている事業所様は、今年度５月に送付しました、「令和８年度特別徴収関係綴」とともに送付した、<u>指定番号を印字した「総括表」を使用するようご協力ください。</u>
　また、<u>給与支払者の法人番号または個人番号（個人事業主の場合）を記入</u>してください。
・独自に総括表を作成される場合も、<u>指定番号を総括表に記入</u>してください。

◆提出の方法

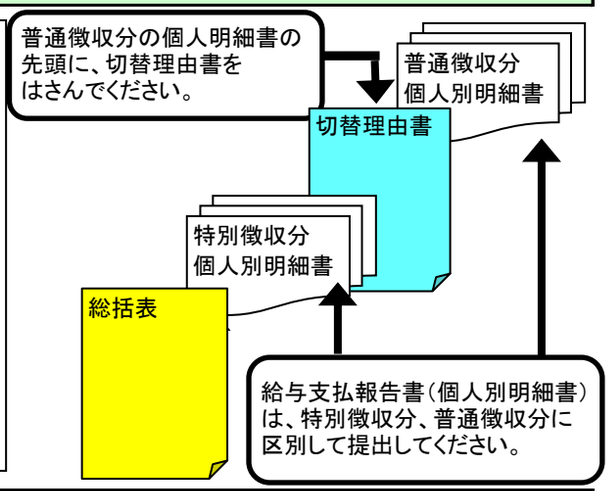
・総括表には<u>特別徴収と普通徴収の人数を必ず記入</u>してください。

・事業所内に特別徴収と普通徴収の方が混在する場合には、<u>切替理由書を右図の位置に</u>入れ、普通徴収の個人別明細書の摘要欄に切替理由（普Ａ～Ｆ）をご記入ください。

・普通徴収の方のみの場合には<u>切替理由書を右図の位置に</u>入れてください。

<u>※ｅＬＴＡＸの場合には摘要欄に切替理由の記載があれば切替理由書の送付は不要</u>です。

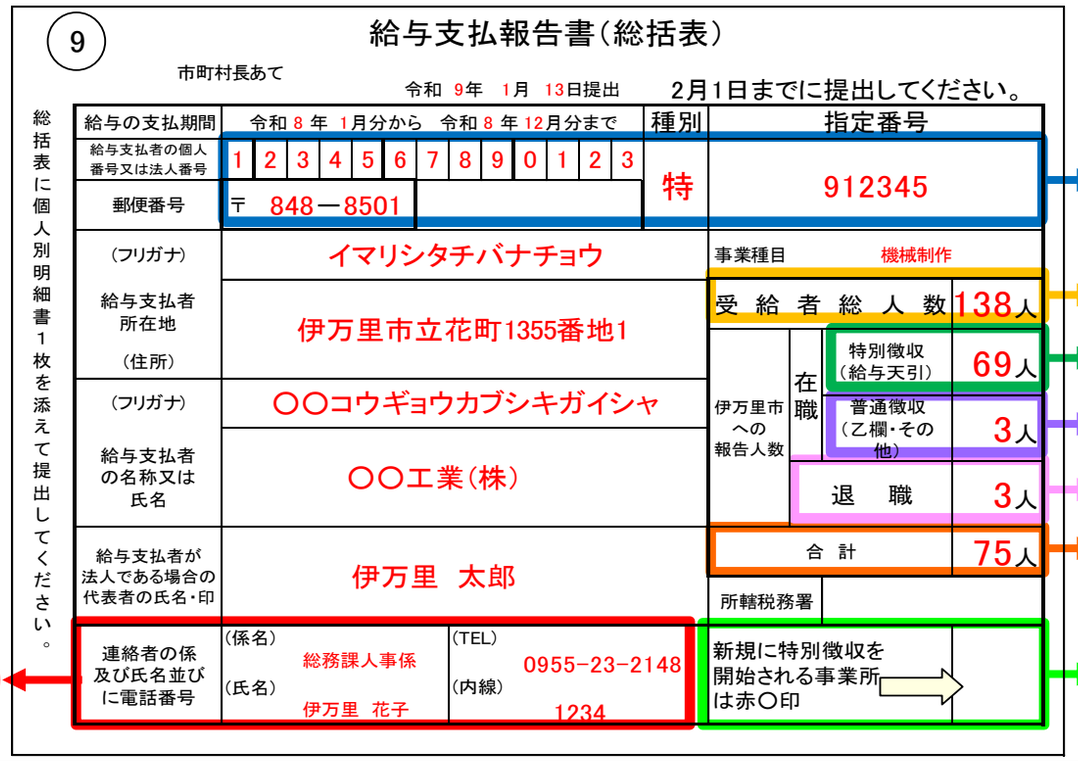
※給与支払報告書（源泉徴収票）は１名につき２枚複写となっています。このうち１枚目が個人別明細書（市町村提出用）です。



◆対象となる給与所得者の範囲

・令和９年１月１日現在、給与の支払いを受ける人について、令和８年１月から令和８年１２月までに給与等（俸給、給料、歳費、賞与など）の支払いが確定した給与所得者全員について提出をお願いします。なお、令和８年中に退職された方につきましても、支払額が３０万円を超える方については提出の義務があります。（地方税法３１７条の６）
・退職された方で支払額が３０万円以下の方につきましては、提出義務はありませんが、適正課税のため、出来る限り提出にご協力をお願いします。

②総括表の記入について



A

【連絡者の係及び氏名並びに電話番号】

この報告書に基づいて応答する方の氏名、係名及び電話番号を必ず記入してください。

B

【給与支払者の法人番号又は個人番号】および【指定番号】

給与支払者の法人番号又は個人番号（個人事業主の場合）と特別徴収義務者指定番号を記入してください。（特別徴収未実施事業所は空欄）または、特別徴収を実施されている事業者様は５月に送付しました「特別徴収関係綴」の１ページに事業者番号を印字した総括表を添付していますので、そちらをご使用ください。

C

【受給者総人数】

令和９年１月１日現在、事業所等から給与等の支払いを受けている方の総人数を記入してください。（伊万里市在住の方以外を含む）

D

【特別徴収（給与天引）】

令和９年度課税において、特別徴収（給与天引き）ができる方の人数を記入してください。

E

【普通徴収（乙欄・その他）】

令和９年度課税において、退職者及び退職予定者以外で特別徴収（給与天引き）ができない方の人数を記入してください。
普通徴収切替理由書の普Ａ～普Ｆの理由に該当する方に限ります。

F

【退職】

令和８年中に退職された方及び令和９年５月末日までの退職予定者の合計人数を記入してください。

G

【合計】

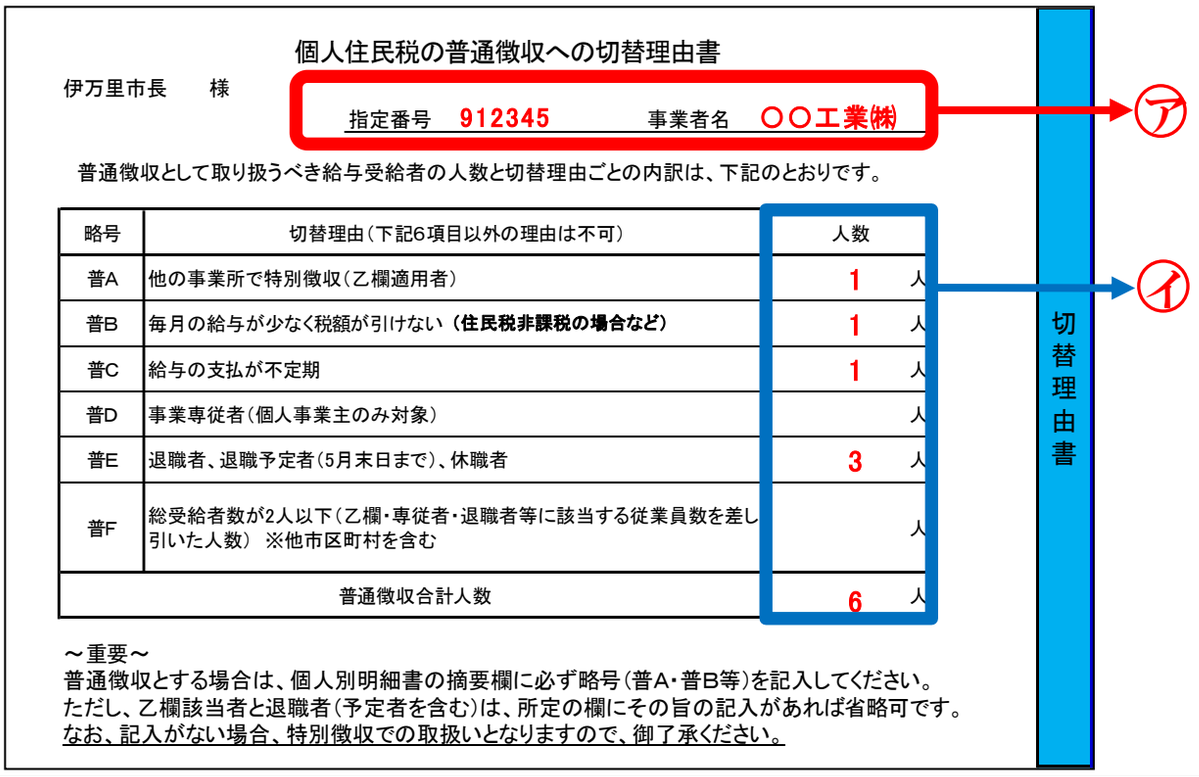
Ｄ欄～Ｆ欄の合計人数を記入してください、なお、伊万里市へ提出する給与支払報告書の総枚数と一致するように留意してください。

H

【新規に特別徴収を開始】

特別徴収未実施事業所様で令和９年度より特別徴収を実施いただける事業所様は赤色で〇印を記入してください。

③普通徴収切替理由書の記入について



個人住民税の普通徴収への切替理由書

伊万里市長　　様

指定番号　912345　　事業者名　〇〇工業㈱

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は、下記のとおりです。

略号	切替理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数
普A	他の事業所で特別徴収（乙欄適用者）	1 人
普B	毎月の給与が少なく税額が引けない（**住民税非課税の場合など**）	1 人
普C	給与の支払が不定期	1 人
普D	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普E	退職者、退職予定者（5月末日まで）、休職者	3 人
普F	総受給者数が2人以下（乙欄・専従者・退職者等に該当する従業員数を差し引いた人数）　※他市区町村を含む	人
普通徴収合計人数		6 人

～重要～
普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（普A・普B等）を記入してください。
ただし、乙欄該当者と退職者（予定者を含む）は、所定の欄にその旨の記入があれば省略可です。
なお、記入がない場合、特別徴収での取扱いとなりますので、御了承ください。

ア

イ

切替理由書

ア	【指定番号と事業者名】 既に特別徴収指定を受けている事業所は指定番号を記入してください。 事業者名欄に事業者名を記入してください。

イ	【普通徴収切替人数】 普Ａ～普Ｆの切替理由に該当する人数をそれぞれの人数欄に記入してください。 普通徴収合計人数欄には普Ａ～普Ｆの合計人数を記入してください。
普Ａ	他の事業所で特別徴収（乙欄適用者）
普Ｂ	毎月の給与が少なく税額が引けない（住民税非課税の場合など）
普Ｃ	給与の支払が不定期
普Ｄ	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普Ｅ	退職者、退職予定者（５月末日まで）、休職者
普Ｆ	総受給者数が２人以下（乙欄・専従者・退職者等に該当する従業員数を差し引いた人数）※他市区町村を含む

【注意】

- 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書の合計人数が一致すること及び個人別明細書の摘要欄に略号の記入があることを確認してください。
- 普Ａ～普Ｆの６項目以外の切替理由は認められません。
- 切替理由書の添付がない、個人別明細書の記入がない等により、切替理由が確認できない場合には特別徴収として取り扱います。
- ｅＬＴＡＸで提出される場合、摘要欄に切替理由の記入があれば理由書の提出は不要です。

④給与支払報告書を提出した後に退職・転勤があった場合について

◆提出するもの

・速やかに**「給与所得者異動届出書（様式２）」**（以下、**異動届出書**）を提出してください。
・提出いただいた異動届出書に従って、普通徴収への切替、または新しい勤務先での特別徴収の手続きを行います。
・令和８年度の住民税が**非課税の方**につきましても、異動届出書を提出してください。

提　出　方　法

① 令和８年度の住民税を伊万里市に納入している場合	伊万里市に異動届出書を提出してください。
② 令和８年度の住民税を他市町村に納入している場合	令和８年度に納入している他市町村と伊万里市それぞれに異動届出書を提出してください。
③ 令和８年度の住民税を特別徴収していない場合	提出いただいた給与支払報告書に対する令和９年度分の異動届出書を提出してください。

※異動届出書の提出が無い場合、退職・転勤された方の特別徴収税額の通知が事業所に送付されます。

◆退職される方の一括徴収について

納税者が**令和９年１月１日以降に退職した場合**、それ以後の**未徴収の住民税月割額**についてその全額を退職の際に支払われる給与などから**必ず一括徴収**してください。（地方税法第３２１条の５第２項）
一括徴収をして納付が完了していれば退職後、収入がなくなっても残りの税額を納める必要がなく、納税者が金融機関に納めに行く必要もなくなります。

⑤特別徴収未実施の事業所様へ

所得税の源泉徴収義務者である場合、原則として、住民税についても、**特別徴収（給与天引き）の義務**があります。（地方税法第321条の3・4及び伊万里市税条例第45条）
特別徴収とは、従業員（納税義務者）の方が納めるべき住民税を、事業所（給与支払者）が毎月の給与支払時に天引きして、各市町村に納入していただく制度です。
天引きしていただく従業員ごとの住民税額については、伊万里市で計算し、事業所様へお知らせしますので、所得税のように毎月計算したり、年末調整をするような手間はかかりません。また、特別徴収を実施すれば、従業員の方が納税のために金融機関や市町村の窓口に出向く手間が省け、納め忘れもなくなるほか、令和５年度より普通徴収の納期が４回となっておりますが、特別徴収は年12回であるため、1回当たりの負担額が少なくて済むなど、**従業員の方にとって大変便利な制度**です。
まだ特別徴収を実施されていない事業所様は、特別徴収制度についてご理解をいただき、法令に従って早急に特別徴収への切替を行っていただきますようお願いいたします。

⑥給与支払報告書等の電子申告または磁気ディスク等による提出

伊万里市では、給与支払報告書や異動届出書の提出など、特別徴収にかかる手続きにつきましてはインターネットを利用した電子申告【ｅＬＴＡＸ：エルタックス】サービスをご利用いただけます。
詳しくはｅＬＴＡＸホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）を参照してください。
また、給与支払報告書を磁気ディスク等で提出することもできます。利用される場合は、申請書の提出が必要となりますので、詳しい内容につきましては、伊万里市役所 税務課市民税係までお尋ねください。

給与支払報告書　提出期限（厳守）
令和９年２月１日（月曜日）
早めの提出をお願いします。

【お問合せ先】
〒848－8501
伊万里市立花町1355番地1
伊万里市役所 税務課 市民税係　TEL0955-23-2148